（中国ブロック）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
（四国ブロック）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
（九州沖縄ブロック）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　随時申請　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和９年１月18日から令和11年１月31日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日を除く。）、申請受付機関において郵送又は持参により申請を受け付ける（郵送の場合は書留郵便とし、申請期間内必着とする。）。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　共同企業体に関する申請等及び随時の申請に必要となる、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、申請受付機関で交付するほか、厚生労働省ホームページにおいて提供する。

⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

①　建設工事の場合

ア　営業所一覧表

イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請は令和７年６月16日以降のもの。上記２⑵の随時申請は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。

ウ　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３）

ただし、税務申告義務がなく、国税規則別紙第９号書式（その２）が発行されない場合は、申出書及び提出義務がないことを示す書類のほか、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く。）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合はそれぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

エ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

オ　共同企業体等調書（共同企業体又は組合として申請する場合に限る。）

カ　再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請書（現に資格を得ている者が企業集団として申請する場合に限る。）

キ　合併又は分社の事実を確認できる書類（合併又は分社により新たに会社が設立されたため申請する場合に限る。）

ク　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者が申請する場合については、上記に加え、次の書類を添付すること。

ａ　技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料

ｂ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

ｃ　貸借対照表及び損益計算書

ｄ　更生手続又は再生手続開始決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　測量・建設コンサルタント等業務の場合

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書又はこの写し（法人の場合）若しくは身分証明書（個人の場合）

オ　登録証明書等又はこの写し（営業に関し、法律上必要とする登録事項に関する証明書）

カ　財務諸表類

キ　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３）

ただし、税務申告義務がなく、国税規則別紙第９号書式（その２）が発行されない場合は、申出書及び提出義務がないことを示す書類のほか、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く。）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合はそれぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

ク　設計共同体協定書の写し（設計共同体として申請する場合に限る。）

ケ　合併又は分社の事実を確認できる書類（合併又は分社により新たに会社が設立されたため申請する場合に限る。）

コ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

なお、申請者が建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第７条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第７条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第７条により登録された建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントに係る上記アからカまでに規定する書類については、それぞれの現況報告書（国土交通大臣の確認済みのもの）の写しをもって代替することができる。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者が申請する場合については、上記に加え、次の書類を添付すること。

ａ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

ｂ　貸借対照表及び損益計算書

ｃ　更生手続又は再生手続開始決定の時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

４　競争に参加することができない者

⑴　予決令第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないこととされた者。

⑶　建設工事について、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者。

⑷　申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。

⑸　経営状況が著しく不健全であると認められる者。

⑹　商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者。

⑺　共同企業体で、その構成員に⑴から⑹に該当する者を含む者。

⑻　設計共同体で、その構成員に⑴、⑵及び⑷から⑹に該当する者を含む者。

⑼　その他建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に関し、法律上必要とする資格を有していない者。